

銀改

銀座でわかる働き方改革

情報(第56号)



令和元年6月10日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階

銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦

TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565

E-mail: ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp

URL: <https://ginza-syaroushi.com/>

周南長年市新町喫茶店ポエム前：店主が長年にわたりお世話をされ、今年も立派に咲く

受動喫煙防止



1 世界禁煙デー

5月31日は「世界禁煙デー」でした。世界保健機関（WHO）は、昭和45年にたばこ対策に関する初めての世界保健総会決議を行い、平成元年には前記日を「世界禁煙デー」と定め、喫煙しないことが一般的な社会習慣となることを目指し、「たばこか健康かに関する活動計画」を開始しました。厚生労働省においては、平成4年から世界禁煙デーに始まる1週間を「禁煙週間」として定め、各種の施策を講じてきました。

2 令和元年度「禁煙週間」

世界禁煙デーに続く1週間は「禁煙週間」です。受動喫煙の危険性やニコチンの依存性を踏まえると、喫煙習慣は個人の嗜好にとどまらない健康問題であり、生活習慣病を予防する上で、たばこ対策は重要な課題になっています。

今年度7月から、学校・病院・児童福祉施設等、行政機関が原則敷地内、令和2年4月にそれ以外の施設等が原則屋内禁煙となることを控え、「2020年、受動喫煙のない社会を目指して～たばこの煙から子ども達をまもろう～」を禁煙週間のテーマとし、禁煙及び受動喫煙防止の普及啓発が図られました（厚生労働省HP）。

3 健康増進法の改正

平成30年7月に健康増進法の改正がされ、前項のとおり、原則として、敷地内禁煙又は屋内は禁煙となります（喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の設置は可）。なお、一定の飲食店には経過措置があります。

望まない受動喫煙を防止するための取組は道徳から義務となり、知らなかったではすみません。準備はお済みですか。

なお、受動喫煙とは、「非禁煙者が自らの意志とは無関係に、たばこの煙に暴露され、それを吸引させられている状態をいう」（東京地判平16.7.12判時1884-81）との定義があり、適正な認識と解されます。

4 従業員に対する受動喫煙対策

喫煙可能場所のある施設従業員の「望まない受動喫煙」を防止するため、①多数の者が利用する施設の管理権限者等は、20歳未満の者（従業員を含む）を喫煙可能場所に立ち入らせてはならないこと、②関係者に受動喫煙を防止するための措置を講ずる努力義務等が設けられます。また、③従業員の募集を行う者に対しては、どのような受動喫煙対策を講じているかにつき、募集や求人申込みの際に明示する義務が課されますから、ご注意ください（現時点では細かく決まっていません）。

5 助成金活用・受動喫煙対策

中小企業の受動喫煙防止整備の助成金がありますから活用しましょう。また、受動喫煙防止チラシを作成しました。よろしければ編集のうえご活用ください。



厚生労働省のロゴは、変更を加えなければどの団体、個人でも自由に使用可能。この囲みを削除して使用ください。

能動喫煙：喫煙者自身が肺がん等を患う可能性が上昇

受動喫煙：、眼のかゆみ、痛み、涙、瞬目、くしゃみ、かゆみ、鼻汁、頭痛、せき、ぜん鳴を自覚

屋外禁煙です

当社では、お客様・従業員の望まない受動喫煙を防止する観点から、来年4月の法施行に先んじて、屋内禁煙としておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

禁煙週間のテーマ

「2020年、受動喫煙のない社会を目指して～たばこの煙から子ども達をまもろう～」

(各企業の広告・名称・電話番号等)